

セミナー医療と社会

JOURNAL OF HEALTH CARE,
MEDICINE AND COMMUNITY



第19号

No. 19, June, 2001

《目 次》

巻 頭 言 創刊10周年を迎え、第19号の発行にあたって……………弘前大学名誉教授 品川 信良…1

原著論文

1. 診療誤謬学を提唱する(その2)―初期診療における環境づくりと面談の基本―……………弘前愛成会病院 千葉 陽一…5
2. 不妊問題を考える……………弘前大学人文学部教授 五十嵐靖彦…11
3. 老人性痴呆疾患病棟から独居宅へ退院した19症例についての検討……………医療法人社団大和会大内病院老人性痴呆疾患治療病棟 楠野 泰之…19
4. 異種移植の倫理……………カナダ、マギル大学法学部・医学部教授 M. サマヴィル(訳者 石戸谷滋・品川信良)…25
5. 核戦争防止国際医師の会(IPPNW)とその後……………弘前大学名誉教授 品川 信良…39

特別講演会 F.リーヴィット教授(イスラエル、ベエルシェバ、ベングリオン大学ネゲブ校)来弘歓迎講演会…54

1. イスラエルという国と、その医学倫理及び生命倫事情……………弘前大学名誉教授 品川 信良…55
2. ベエルシェヴァ(大学)における医学倫理(教育)……………ベングリオン大学国際生命倫理センター教授 フランク・リーヴィット(訳者 品川信良)…56
3. 医療情報と生命倫理……………兵庫医大第4内科 谷田 憲俊…62
4. 我々は人間のニーズにあった研究をしているか? 世界医師会の新ヘルシンキ宣言に照らして……………ベングリオン大学国際生命倫理センター教授 フランク・リーヴィット(訳者 谷田憲俊)…63

セミナー例会

第35回例会(2000年11月25日)「思春期、その心とからだ」

- 企画者の言葉……………弘前レディスクリニックはすお院長 蓮尾 豊…68
1. “荒れる青少年”の本当の原因……………弘前第四中学校 木村 将人…69
 2. 教師として、母親として思うこと……………青森県立浪岡養護学校 中畑 信子…72
 3. 少年を取り巻く環境の実態……………弘前警察署生活安全課 奈良 隆輝…76
 4. 少年法改正の動向……………八戸工業大学 末広 敏昭…78
 5. 青少年の問題行動―その現状と課題―……………弘前大学医学部神経精神医学教室 栗林 理人…80
 6. 医療と教育を比較して思うこと……………弘前大学名誉教授 品川 信良…81

第36回例会(2001年3月10日)「最近の医療事故と医療不信について考える」

1. 東海大安楽死事件・横浜市大手術患者取り違え事件・割箸による男児の死亡事件等から考える……………弘前愛成会病院 千葉 陽一…84
2. 国立医療機関における医療事故とその対策……………国立療養所岩木病院 五十嵐勝朗…86
3. 看護領域におけるリスクマネジメント……………弘前大学医学部附属病院看護部 看護婦長 砂田 弘子…88
4. 当院における病院チェック機構―医療生協病院としての取りくみ―……………津軽保健生活協同組合 健生病院長 青山 貞利…90
5. 当院の“ひやり・ハット”レポートメモ……………大分市 セント・ルカ産婦人科 宇都宮隆史…92
6. 一市民としての立場から……………NHK弘前支局長 中島 国臣…96
7. 最近の「医療不信」について考える……………弘前大学名誉教授 品川 信良…98

○ 生命環境 生命環境と新ミレニアム(に関する勧告文)欧州連合・レオナルド・ダ・ヴィンチ計画…101

事務局だより/平成12年度分会計報告……………104

発行・セミナー「医療と社会」(連絡先 〒036-8223 弘前市富士見町 32-3, Tel: 0172-32-3921
Fax: 0172-32-8053 E-mail: shinryo@smile.ocn.ne.jp

または 〒036-8564 弘前市本町 弘前大学医療技術短期大学部内)

生命環境と新ミレニアム (に関する勧告文) 欧州連合・レオナルド・ダ・ヴィンチ計画 Bio-Environment and New Millenium (Recommendation) European Union Leonardo da Vinci Programme

Biopolitics International Organization, 10 Tim. Vassou, Athens 11521, Greece
Tel: (301)643 2419 Fax: (301)643 4093 E-mail: bio@hol.gr

昨今の深刻な環境破壊からくる価値の崩壊を、いかにして食い止めるかは、全人類にとって、緊急の重要課題である。さて、この地球上の生命という豊かな恵みが、いつまでも存続するようにと願いながら、私たちはこの3月29日から4月1日まで、アテネに集まり、「環境教育に関する B.I.O. (Biopolitics International Organization) ワークショップ」を開催した。そしてここに、「環境教育とその将来」に関して、次のように提言するものである。その内容は、国連とその特別機構や、無数のNGO機構などが「持続可能 (sustainability)」という概念のもとに提唱してきたものを、更に拡大したものと言ってもよい。

環境教育を通じての新しい倫理の確立

(Building new ethics through environmental education)

一環境 (に対する) 倫理は、凡ての人間の行動の中心でなければならない。凡ての個人も社会の各種団体も、凡ての文化的活動や技術も、この環境の保全や維持ということから、逸脱してはならない。

一そのためには、教育のカリキュラムやデザインは、全体としてバランスがとれ、学際的である必要がある。またそのためには、社会的見地と文化的見地や環境上の見地を統合する必要がある。また特に、価値と倫理とを

統合する必要がある。

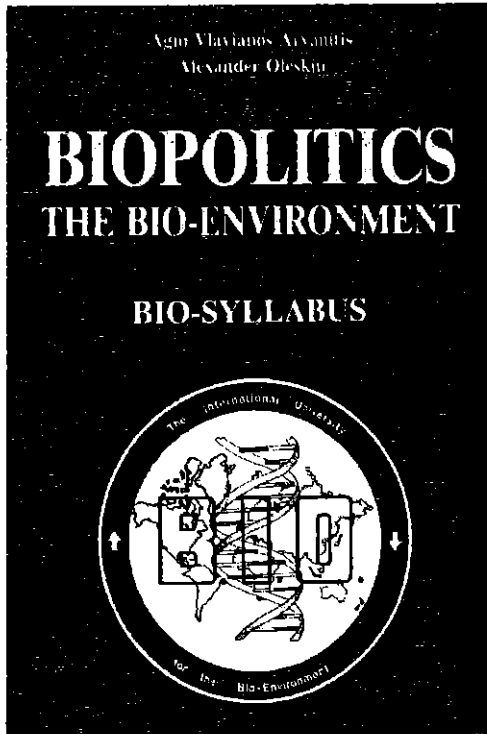
一環境関係の各種規約や原則は、公的な権威ある機構、外交界、実業界などの代表者たちが準拠すべき、行動の規範でなければならない。

一環境倫理と平和の維持、貧困の解消、社会の公平化などとの間には、不可分の関係があることを強調することは、極めて重要である。

一環境倫理的に行動することは、個人個人にとっての責務でもある。また生活様式は、過剰生産方式の束縛から開放されるべきものである。無駄な廃棄物が出ないような循環型の社会の建設、エネルギー生産に関する新戦略、自然資源を修復不能な状態に追いやらないことなどが、これからは不可欠である。

一これ以上の破壊や災害を避けるためには、「防衛」という概念も見直されなければならない。それには、ここでも環境倫理に基づき、国際協調や環境保護の長期的な展望に立つことが必要である。

環境教育への投資：社会のための真の利益を求めて (Investing in environmental education: a genuine profit for society)



一利益（や利潤, profit）という概念は、「生命の質」という次元や、地球資源の保全、生態系の保持 (biodiversity)、健康の増進や教育、その他、人間にとっての「本当の」利益 (“genuine” profit for humanity) などを考慮に入れて、定義し直される必要がある。

一各国政府も、国際的な機構も、地方の財政機構や生産団体なども、皆、その資源の配分の仕方をもう一度見直し、教育や公共意識の向上に、もっと投資すべきものである。

一環境教育だけのためのファンド (fund) を設けることも考慮されるべきである。このファンドは、主のところは一般市民に仰ぐが、一部は実業界や政府からも仰ぐ。その用途などの透明性は、極めて高くなければならない。

一投資のあり方（すなわち、誰がどれくらい投資するか）によって、教育の方向や結果

は左右され易い。環境問題教育が逆に、（企業などの）利潤追求のあり方を、新しく方向づけするようであればならない。

「持続可能」に向けての公的及び非公的教育の再構築 (Reorientation of formal and non-formal education towards sustainability)

一教育の方向は、生涯教育という方向に再構築される必要がある。かねがね IUBE (International University for the Bio-Environment) が提唱してきたように、地球上の凡ての市民に、環境問題の重大さを理解させる、学術的な環境問題教育が、そのまず第一歩である。

一学校などでは、公的な教育のほかに、非公的・私的な教育も同じくらい重要である。それには、一般市民の注意を広く喚起するとともに、地方行政、すなわち市長や地域社会の有力者などにも、環境問題に関心をもって貰い、必要なトレーニングも積んでいただき、積極的に参加して貰う必要がある。

一環境教育を各職場に持ちこむためには、新しい技術 (スキル, skill) などを導入することも必要であるが、雇用の場を増やすことも不可欠である。

一環境教育は、新しい立法や法制においてばかりでなく、ビジネスや経済においても、政策や意思決定においても、科学や技術 (スキル) の面においても、みな必要である。

一教師・学生関係や専門家・非専門家関係は、これまでの一方通行から、双方通行へと再構築される必要がある。学生や非専門家には、これまで以上に、新知識や新技術が得られ易くなる必要があるし、また、自分たちのアイディアや問題解決の方法を発展させる機会が、与えられるべきである。

一誰でも参加できるような環境教育が行わ

れることは、誰でも参加できるデモクラシーを生み出す触媒（きっかけ）にもなることであろう。

（以上のことを実現するための）具体的な提言（Proposals for implementation）

—これまでのバイオシラバス（Bio-Syllabus）を更に修正し、拡大し、新しいカリキュラムと、環境問題に関する、凡ての段階の人々のための視聴覚教材を作ること。

—もっとクリーンにもものを作成する戦略（Cleaner production strategies）のための投資を促すような、新しい経済モデルと節税案を作成すること。

—失業者のためには、環境関係の新しい職場や職種を開発して、失業保険などに代わる緑の報酬（Green Salary）の支給を実施すること。

—環境教育に協力しようという人々を結ぶコンピューターのネットワークを介して、家という闕（しきい）を取り除くよう（clearing house）にすること。またインターネットを介

して、世界規模・学際的な情報の交換につとめアイデア銀行（Bank of Ideas）を開設し、環境の評価や改善を促すこと。

—地域的な環境問題解決のために行動するヴォランティア・グループ（Volunteer environmental action group）を結成すること。これには若者のほかに、（円熟した）高齢市民の参加することが、特に有意義である。

—環境の保全や問題解決に、特に貢献した個人や団体のために、環境オリンピック（Environmental Olympics）を開催したり、B I O S 賞（Bios賞）を授与したりすること。

—環境保全や生命の地球上生き残りに関する世界（国民）投票（World Referendum）を行うこと。

—環境教育を通じて、常設の裁定法廷（Permanent Court of Arbitration）の援助も仰ぎながら、環境問題についての国際法廷（International Court of the Environment）を発展させること。